

(留意事項)

一般向け研修の会場の使用料について

一般向け研修の神戸市以外の研修会場について、県指定の会場で実施する場合は、会場使用料を申請様式「収支計画書」(様式第3号)に計上する必要はありません。

ただし、交通の便や会場の広さ等を勘案し、より多くの参加者が見込めるものを提案する場合は、その会場の使用料を計上してください。